

京都市立芸術大学芸術資源研究センター専任研究員選考規程

(平成26年2月24日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学（以下「本学」という。）学則第48条及び本学教員選考基準に基づいて本学芸術資源研究センターの運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う専任研究員の選考に関し、必要な事項を定める。

(人事選考委員会)

第2条 運営委員会は、専任研究員を採用する必要があるときは、人事選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設ける。

2 選考委員会は、運営委員会における採用候補者に関する選考が終了し次第、解散する。

(採用条件)

第3条 運営委員会は、採用すべき専任研究員の職格、身分（任期制の採否）、業績、経歴、年齢、その他必要な事項（以下「採用条件」という。）について、選考委員会に審議を付託し、選考委員会の審議結果に基づき決定する。

(採用候補者の募集)

第4条 運営委員会は採用条件に基づいて候補者の募集を行う。

2 募集の方法は、推薦又は公募とする。

3 募集の方法及び期間は、選考委員会の審議結果に基づいて、運営委員会が定める。

(調査)

第5条 運営委員会は、採用候補者について、本学の教員選考基準及び採用条件に基づいて、専任研究員としての適性等に関する詳細な調査を選考委員会に付託する。

2 選考委員会は選考の判断資料となり得る調査結果を運営委員会に報告しなければならない。

(投票)

第6条 専任研究員の採用を決定するには、構成員の3分の2以上が出席する運営委員会において、無記名投票を行い、投票総数の過半数の同意を得なければならない。

2 前項の投票は、採用すべき専任研究員1人ごとに行う。

3 投票方法は、候補者が2名以上のときは単記投票とし、1名のときは可否投票とする。

4 3名以上の候補者についての投票で、得票数がいずれも投票総数の過半数に満たない

ときは、上位2名について更に投票を行う。

5 2名の候補者についての投票で、得票数がいずれも投票総数の過半数に満たないときは、得票数が投票総数の2分の1の者について、投票日から15日以内に可否投票を行う。

6 2名の候補者それぞれの得票数が同数であるときは、投票日から15日以内に当該候補者について再投票を行う。

7 1名の候補者についての投票で、得票数が投票総数の過半数に満たないときは、投票日から15日以内に当該候補者について可否投票を行う。

8 可否投票においては、白票は無効とする。この場合において、第1項及び前項中「投票総数」とあるのは、「有効投票総数」と読み替えるものとする。

(再選考)

第7条 前条の投票の結果、採用を決定することができなかったときは、第2条から前条までの規定により、改めて選考を行う。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

(最初の専任研究員の選考に関する特例)

2 この規程の施行前の専任研究員選考においては、教育研究審議会（以下「教研審」という。）内に、学長により指名された教研審委員及びアーカイバルリサーチセンター準備委員会委員から成る選考委員会を設置し、審議した結果について、教研審での議を経て学長が決定する。